

# 大型特殊・けん引免許(農耕車限定)取得研修の概要

## 1. 研修受講対象者

- ① 農業大学の学生、職員及び研修生
- ② 認定農業者及び認定新規就農者
- ③ 集落営農法人（認定農業者）の構成員及びオペレーター
- ④ 農業法人（認定農業者）の構成員及び従業員
- ⑤ 就農学校及びファーマーズスクールの研修生
- ⑥ 県及び教育機関等に勤務し、業務上免許取得が必要な者

※ 研修受講対象者には上記以外にも年齢制限等要件がありますので、詳しくは2ページの「大型特殊・けん引免許(農耕車限定)取得研修実施要領」をご覧ください。

## 2. 研修受講の流れ

- ① 受講希望者は住所地の振興局を通じて（振興局によっては市町村を經由）農大に受講申請。※ 農大では申請者から直接受講希望を受付けません。
- ② 各振興局からの申請を受けて調整し、受講者を決定。
- ③ 受講決定後に推薦機関及び申請者あて受講決定通知を送付し、受講希望者には研修概要資料と受講料納入通知書を郵送。

## 3. 研修～免許取得の流れ

- ① 下表研修計画に沿って実施し、土曜、日曜を除く延べ6日間、毎日午前9時から12時まで農大機械化センター研修コースで実施。

※ 研修期間中の遅刻、欠席は認められません。

- ② 研修終了後翌実の木曜日の12時20分から検定試験を実施。試験では、指定された試験コースをトラクタで走行し、大分県警免許センター試験官による審査を経て当日のうちに合否が発表される。
- ③ 試験合格者は、試験終了後2～3週間後に免許証記載住所地を所管する警察で、更新免許証の交付を受ける。

### 令和4年度 大型特殊・けん引免許（農耕車限定）取得研修計画

区分	回	研修開始日				試験日	
		学生	一般		日数	午前（学生）	午後（一般）
大型特殊	第1回	5月6日	5月18日	水	6	5月26日	木
	第2回	5月30日	6月8日	水	6	6月16日	木
	第3回	9月5日	9月20日	火	6	9月29日	木
	第4回	11月21日	11月30日	水	6	12月8日	木
	第5回	1月5日	1月18日	水	6	1月26日	木
けん引	第1回	4月6日	4月13日	水	6	4月21日	木
	第2回	6月20日	6月29日	水	6	7月7日	木
	第3回	10月26日	11月9日	水	6	11月17日	木

※ 日程については、変更となる場合もあります。

(別紙1)

## 大型特殊・けん引免許(農耕車限定)取得研修実施要領

平成29年2月20日

改正 平成30年3月26日

改正 平成30年4月1日

改正 令和元年7月1日

改正 令和2年6月2日

改正 令和3年8月23日

### 1 目的

学生、研修生及び認定農業者等に対し、農業経営に必要な大型特殊・けん引(農耕車限定)免許の取得を目的とした研修を実施し、県農業の担い手確保及び育成を図る。

### 2 実施場所

大分県立農業大学校(以下「農大」という。)機械化センター(豊後大野市三重町赤嶺)

### 3 研修対象者

- ①農大の学生、職員及び研修生
- ②認定農業者及び認定新規就農者
- ③集落営農法人(認定農業者)の構成員及びオペレーター
- ④農業法人(認定農業者)の構成員及び従業員
- ⑤就農学校及びファーマーズスクールの研修生
- ⑥県及び教育機関等に勤務し、業務上免許取得が必要な者として所属長から推薦があり、農業大学校長が認めた者

注1) 優先順位は①⇒②③④⑤⇒⑥の順とする。⑥については、①～⑤の受講希望者数が受入予定者数に達しなかった場合のみ受講できるものとする。

注2) ②③④⑤については、研修実施年度の4月1日時点で65才未満の者とする。また、公共団体職員及び農林水産関係団体職員等は対象としない。

注3) ⑥については正規職員のみとし、臨時職員等は対象としない。

注4) ③④の対象者について、同一法人からは年度ごとに2名以内とする。

注5) ②③④⑤については、本研修及び本校で実施されるJAグループ大分主催の同種の研修を受講し試験で不合格となった者は対象としない。

注6) けん引の研修は、大型特殊(農耕用)免許保有者を対象とする。

注7) ②に該当しない者であっても、大分県親元就農給付金事業(開始型)の給付金受給者は研修対象者とする。

注8) 注2)に規定している、研修受講対象者の年齢制限については、集落営農法人(認定農業者)構成員に限り、各振興局において65歳未満の受講希望者数が、定員に満たない回に限って受講を認める。この際、受講の必要性等を記した振興局農山漁村振興部長の推薦書(様式任意)を、大学校長あて提出するもの。

#### 4 費用

研修にかかる費用は下記のとおりとし、定められた期限までに支払わない者は研修を受講できないものとする。

① 受講料・・・金額は500円とし、県が発行する納入通知書により研修当日までに支払う。

② 保険料・・・金額は保険会社が指定する金額とし、研修当日に現金で支払う。(600円)

注) 試験には、試験料として2,600円(県証紙代)が必要。

#### 5 受講者の決定

##### (1) 研修待機者の調査

農大は、各振興局に研修待機者及び希望者の状況を照会する。

##### (2) 研修計画及び振興局別受講受入予定者数の提示(3月上旬)

農大は年間研修計画を作成し、各振興局を通じて市町村等関係機関に周知する。

農大は、振興局管内における基幹的農業従事者、認定農業者、新規就農者、集落営農組織等の状況(客観的ニーズ・地域性)と、研修待機者数等を勘案した振興局別受講受入予定者数を振興局に提示する。

##### (3) 年間研修計画の作成(3月下旬)

振興局は、受講受入予定者数を上限に、その時点の受講希望者を受講希望回ごとに振り分けた年間研修計画を作成し、農大に報告する。

##### (4) 受講希望者の確定(各回)

ア 農大は、各回研修開始の約1ヵ月前を報告期限として、振興局あてに受講者の推薦を依頼する。

イ 振興局は、すみやかに研修受講者推薦名簿をとりまとめて報告する。

ウ 受講希望者を集約した結果、年度当初に示した受講受入予定者数に達しない振興局がある場合、振興局から報告のあった追加受講希望者をもとに調整し、受講者を確定する。なお、追加受講者の調整を行った場合でも、振興局毎の各回受講受入予定者数の変更は行わない。

調整の結果、受講受入予定者数に達しなかった場合は、県及び教育機関等の受講希望者を受け入れることができるものとし、該当機関に通知する。

エ 農大は、各研修開始の概ね2週間前までに受講者を決定し、受講者及び推薦機関に通知する。(県及び教育機関等の受講者を除く。)

#### 6 その他

##### (1) 大分県運転免許試験場等での受験の推奨

緊急を要する者は、大分県運転免許センター(大分市松岡)での受験や大型特殊免許(限定なし)及びけん引免許(限定なし)を取得できる自動車学校(大分、大分東、亀の井・鶴崎校、豊の里、杵築、中津)への誘導を図る。

注) 運転免許センターでは、トラクタやトレーラも完備し、毎週火曜日に大型特殊、月曜日にけん引の試験を行っている。